

經濟論叢

第十四卷 第三號

近代日本の先驅的企業家……………堀江保藏	1
下請制工業の主体分析と関連性分析…吉沢栄藏	17
漁業歩合制の賃銀形態的考察……………小野寺孝一	29
貨幣蓄藏と恐慌の可能性について……池上惇	40
独占利潤の基本的源泉について(-)……重田澄男	55

昭和三十四年九月

京都大學經濟學會

漁業歩合制の賃銀形態的考察

小野寺 孝一

一 漁業歩合制との本質

我が国における漁業の歩合制は江戸時代、封建期漁業の総有制の下で、漁期就労期間内の漁獲物利益分配方式としてあらわられたものである。しかしながら現在においては、漁業の歩合制は資本と賃労働の基本的関係をあらわす漁業特有の経済制度である。即ち、現代においてはこの歩合制度は、それが成立した条件である封建的経済制度に存在するものではないといふのみならず、本質的に資本主義的経済制度の一環である。それ故に全面的でないにしても現在日本における漁業歩合制度は賃銀制度にほかならない。本論において、漁業歩合制を賃銀形態的に考察してゆくにあたり、この点に先づふれなければならないと考える。なぜならば歩合制は封建的経済制度のものと一般的には考えられているからである。そこで、漁業歩合制の概略を説明したのちに、この点にも論及したい。

(a) 漁業歩合制の概観
漁業産業全体において

歩合制がどの様な地位を占めているものかをみるために、経営形態別に考察する。歩合制と固定給制、この両者をおわせた内容をもつたものとに三分し、経営個数とその百分率をとつたのが別表である。即ち賃銀形態の経営形態別の比重を示すものである。これから明らかかなように、漁業においては歩合制、及び歩合制・固定給両者加味制が

賃銀形態、経営形態別比重

経営別 賃銀別	総 数	世帯 経営	協働 経営	共同 経営	組合 経営	会社 経営	その他
歩合制	48,451 (64.3)	29,284 (55.4)	9,667 (90.8)	8,245 (86.5)	364 (48.3)	357 (51.1)	634 (63.4)
固定給制	6,407 (8.5)	5,578 (10.6)	256 (2.4)	315 (3.3)	48 (6.4)	105 (15.0)	105 (10.5)
両者並用	20,471 (27.2)	17,943 (33.9)	727 (6.8)	959 (10.2)	342 (45.3)	237 (33.9)	261 (26.1)
総 数	75,329 (100)	52,807 (100)	10,652 (100)	9,419 (100)	754 (100)	699 (100)	1000 (100)

(農林統計月報110号)

圧倒的な部分を占めている。会社経営においても、固定給制はわずかに十五%であり、しかもこれは捕鯨が加わっている事を考えあわせれば、歩合制度が如何に漁業における重要な地位を占めるかを理解する事が出来よう。しかし、そこには歩合制から両者加味制、更に固定制へという発展傾向がないとはいえない。それでも歩合制の比重は極めて大きいのである。

この歩合制の内容について次に説明を加えよう。漁業における貨銀形態を三区区分して、(一)歩合制のみの場合、(二)歩合制と固定給制の並用、(三)固定給のみの場合、とする。

(一)歩合制のみの場合、代分け(シロツケ)制ともいい、次の二つがある。

a、水揚高から航海経費をさしひき、残額を船主と船員が分ける場合。

b、航海経費をさしひかず、水揚高を船主と船員が分ける場合。

この他に船主の取分として、網、船等の生産手段を計算の基礎にして、網代が何分、船代何分として分ける方法等があるが、基本的にはこの二つである。この例として、aの場合は茨城県波崎の場線網漁業、船主が六に対し船員四、bの場合は宮城県気仙沼のカツオ釣漁業、船主七に対し船員三。

(二)歩合制と固定給制の並用の場合。これは船員法第五十八条との関係、歩合制の場合でも船員給料の最低保障額を定めなけ

ればならない事から、この制度の採用がふえて来た。この型には次の二つがある。

a、一定の最低保障額を定め、歩合がそれ以上になるときのみ歩合制とする方法。

b、固定給に歩合給を加えた形態。

aの例として長崎市の長崎漁業株式会社で、歩合制の場合、船主六に船員四、最低保証額を普通船員で六千円。bの例として下関市大洋漁業株式会社、水揚手取金より総経費をさし引き残額の二十三%を船員に支給する。

(三)固定給制によるもの。これは若干のプレミアムがついている場合が多く、これが歩合的色彩をとる場合、その額によっては並用制の方法と区分しがたいものとなる。固定給制の例としては南氷洋捕鯨業の給料制度があげられる。

以上は船主と船員の間に関するものであるが、船員間の分配について次に説明を加える。

船主と船員とに分けられたのち船員分は、更に船員各員に分配せられる。即ち漁撈長、船長以下各員に、船主の取得分残額が分配される。例をとって説明すると、次の様な分配率である。漁撈長、2.0、船長、1.4、機関長、1.7、通信士、1.5、航海士、1.5、甲板長、1.3、操機長、1.2、操舵夫、1.1、甲板員、1.0、操舵手、1.0、見習、0.8、

これは三崎のマグロ延縄漁業におけるものである。これらの

数字は船主あるいは漁撈長のカンによって定められるものであって、勿論、作業分析によつたものではない。作業分析をなしている程度の生産技術の段階に漁業がないという事態は、もっぱらカンによつて技能と労働統轄の組織に基いた分配率を定めるこの点は、歩合制が分解をまぬがれ、資本主義経済制度の中で存在しうる内部的原因ともなっている。即ち技能という生産段階にあるという事とそれに基づいた労働統轄に分配率が結びついていると言う事は、漁業歩合制の要点である。漁業歩合制の性格が現象として封建的性格をあらわしているのはこの点である。現象としてあらわしているにとどまらない。後述する様に、この封建的労働統轄制度が歩合制をして資本主義経済制度の中に存立せしめる支柱となつているのである。

分配率が労働統轄と結びついているのは、先づ第一に、幹部手当においてである。幹部手当、即ち責任者手当と言うべきこの手当は分配率に基いたものとは別に船主取得分から分配される。先のマグロ延縄漁業の例においては漁撈長、船長、機関長、通信士に対し加給されている。幹部手当は、歩合制に直接おこまれ体系化されている場合もある。この幹部手当によつて漁撈長等の幹部は船主即ち資本の側と結合し、ここに労働者の統轄の基が定められるのである。即ち漁撈長を頂点とした漁業独特の労働関係の基盤がおかれるのである。漁撈長を中心としたこの労働統轄組織を船頭制というが、漁撈長は歩合制の船員間

分配率の決定権限を有するのみならず、賃銀の支払いの特権や船員の雇傭、解雇の決定権をもつのである。賃銀の支払いは船員法第五十三条において「給料その他の報酬は法令又は労働協約に特別の定のある場合を除いて、その全額を通貨で直接船員に支払わなければならない」となっている。それで形式的に帳簿のうえでは、船主から直接、各船員に支払らわれるけれど、事實は漁撈長が支払う。

船員法は船長が、法律上の責任者となるために、船内においては船長が船主から受領した報酬を、船長が船員に手渡す権限をみとめているが、ここでは漁撈長が権限をもっている。雇傭においても、法律上は船舶所有者である船主が雇傭する事になるのであるが、實際は漁撈長が漁夫を雇い、船主はまったく関与しない。

この労働統轄と歩合制との結びつきは、前借の問題においてもある。歩合制のもとでは不漁の場合、船員の収入は皆無の状態になる。並用制の場合でも最低保障額は通常低いので家族の生活を維持するにたりない。その上、漁撈作業用の用品、カッパとかゴム手袋の類は自分もちという事、更に長い航海中の私生活用品、煙草その他が自分で賄なわれねばならないとなると、どうしても前借によらねばならなくなる。漁夫はここで恩義的な前借りを船頭（漁撈長）にうける。この場合、船主から直接、船員たる漁夫に前借される事はなく、一括して船頭に前貸しさ

れ、漁夫は船頭からかりる事になる。船頭は彼の裁量によって各員に借すのである。

歩合制の封建的性格が具体的にあらわれている、各船員間の分配率とそれに結びついた労働統制制度は以上の様である。この部分はしかしながら、船主と各船員間の歩合と無関係なものではなく、一体となって、この漁業歩合制を形成しているのみならず、漁業歩合制が資本主義経済制度の中で成立する原因ともなっている。

(b) 歩合制と賃銀の本質

漁業の歩合制はその始めは封建的経済制度に発生したものであるが、現在の我国においては前述の様な形態をとっている。これらは経営個数においては、世帯経営の様な資本主義経営でない経営が過半数を占めている。ここにおいては歩合制は賃銀形態とはいえないであろう。しかし会社経営や網元、船元を中心とする協働経営においてはどうかであろうか。

資本制賃銀とは労働力の価値に対して支払われる一定額の貨幣である。即ち資本制経済においては労働力が商品化しているのである。

一定の設備をととのえ機械を据えつけ、原料を仕入れ労働者を雇い入れて、特定の使用価値をもった製品をつくる過程は、資本主義社会では資本主義的な生産関係のもとで行われる。設

備、機械、原料はすべて商品として貨幣と交換して獲得される。資本主義社会の生産では、社会的分業と私的所有の制度のもとで社会の必要とする生産物は個々に私的所有物として生産される。私的所有物として生産された生産物は、社会の他人の消費に供するために生産されるのであるから、設備、機械、原料はすべて商品として貨幣と交換して獲得される。労働力も商品として貨幣と交換して獲得されるのである。このためには、労働力を商品として販売する労働者の存在を前提とする。即ち生産手段の所有からも、また封建的な身分的緊縛からも自由なプロレタリアートの存在を前提とする。古代社会の奴隷はその飼主に生殺与奪の権をにぎられ、自分の労働力も自分で自由に処分することができなかった。中世封建社会においても、農奴は土地に徒弟は親方に身分的にしぼられていて自分の労働力を自分で自由に処分することができなかった。労働力を商品化しうるのは、古代的奴隷、中世的農奴とは異って身分的に法律的自由を享受する労働者においてである。しかし生産手段の資本家による私有は、生産手段からしめ出された労働者をして自己の労働力を売る以外に生存を許されなくなる。かくて、労働力は商品化し、資本は商品としての労働力を把握する。労働力の価値に対して支払われる一定額の貨幣である資本制賃銀はここに成立する。

所で漁業において賃銀が成立しているかどうかは、そこで資

本制生産關係が成立しているかどうか、労働力を資本家に売る労働者が存在するかどうかにかかっている。これにはその漁民層の分解をたどつてみなくてはならない。それ故、概略的にそれを省みてみると、漁民層の分解は我國においては今世紀の初め即ち明治の末期よりの沖合、遠洋漁業への進出に始まる。沿岸漁業生産力の低位停滞とそれに対する市場の發達の間の矛盾に、沖合、遠洋漁業への進出の原因がある。即ちこれまで沿岸漁業に依存して来た所の我が國の漁業生産は、資本主義の發展に伴う市場の拡大と漁業自体の生産性の低滞との矛盾の克服として、それ自身資本主義生産としての沖合、遠洋漁業へと進出する。これは漁船の動力化を契機として明治末期、二十世紀の初頭より發展する。ここに漁民層の分解が始まる。小数の網主船主としての小資本家群と網子、船子としての漁夫労働者との漁民層の分解である。この分解の過程を通して資本制的構造をもつにいたる。しかしながら、旧地主的網元層は総有に依存して強靱に存続する。その上、これと共に小生産者、半プロ層が広汎な兼業に依存しながら形成され、漁民層の分解を不透明なものとする。

しかしながら主体的にはこの様に漁民層の分解が行われ、漁夫が労働者として、封建的な身分的緊縛から自由なプロレタリアートとして存在する限り、賃銀制度は成立するわけである。歩合制という形態をとるとしても、本質的には賃銀制度といわ

なければならぬ。歩合制が封建的身分緊縛に支えられていながらもかわらず、それが資本主義制度の中における労働者の把握として利用されている限り、それは賃銀の一形態にほかならない。歩合制度が賃銀形態として存立している場合における封建性は、農奴制における如き役割りと根本的に異っている。明治初年から三十年頃の期間、固定給制へ移行を始め、それが再び明治の末期、今世紀の初め頃から歩合制に移行してゆくという実体は、歩合制の質的な変換の実証であると考える。しかしながら、漁民層の分解における不透明さは、歩合制の賃銀制度でないものの存続を残し、且つ、漁業における労賃の近代性を欠く事に力ある事はまぬがれない。

労賃の近代性とは、一定時間の労働、即ち量の確定された労働に対する反対給付としての賃銀である。近代的な商品取引において量の確定されないうまで契約が結ばれる事はありえない。これに対し封建的な労働は隷属的な労働であつて、労働の内容に限定がない。勿論従事すべき労働は定まっているであろうが、雇主は附随的に如何なる仕事をも命ずることが出来る。労働者の個人的生活にさえも干渉する。それ故一定の従事すべき労働にのみ従事するという關係が成熟していない。この様な観点からみると、歩合制は全く、近代の労賃という事は出来ない。漁民層の分解が行われ、純然たるプロレタリアートとしての漁夫が存在する場合における歩合制も近代の労賃という事が出

漁業歩合制の貨銀形態的考察

来ない。しかしながら、資本制漁業における歩合制は資本主義経済制度の一環として存立する故に、貨銀制度とみる事が出来る。と考へる。

- (1) 航海経費として算入されるものは、次の如きものである。
燃料、水、食糧、諸油類、漁具、修理費、消耗品、漁師、その他。

(2) 茨城県波崎の操業漁業の例

1. 総水揚高—(航海経費+市場手数料)—=手取水揚高
2. 手取水揚高 {船主60%
船員40%}

(3) 宮城県気仙沼のサントウ漁業の例

1. 総水揚高—市場手数料—=手取水揚高
2. 手取水揚高 {船主72%
船員28%}

(4) 長崎市の長崎漁業株式会社の例

1. 総水揚高—(航海経費+市場手数料)—=売上手取額
{船主60%
船員40%}

(5) 下関市の大洋漁業株式会社の例

1. 本給+物価手当+乗船手当+出漁手当+家族手当=毎月
月の船員固定法
2. 水場手取金—総経費(船員固定給を含む)—=残額、この

残額の23%を船頭に配当。

(6) 長崎の大洋漁業の例

$$\begin{aligned} \text{水揚高—(航海経費+市場手数料)} &= \left\{ \begin{array}{l} 57.5\% \text{ (船主)} \\ 39\% \text{ (船員)} \\ 3.5\% \text{ (船頭)} \end{array} \right. \end{aligned}$$

- (7) Karl Marx, *Lohnarbeit und Kapital*, 塚谷龍蔵訳、三九—四一五頁。Karl Marx, *Das Kapital*, 第六巻、第十七章、五六〇頁、塚谷龍蔵訳(青木文庫版)、一八三九頁。

- (8) Karl Marx, *a. a. O.*, S. 174, 邦訳、三二五頁。

- (9) Karl Marx, *a. a. O.*, S. 175, 邦訳、三二五頁。

- (10) Karl Marx, *a. a. O.*, S. 176, 邦訳、三二七頁。

(11) 貨銀制度とは資本主義制度の一面にほかならぬ。それ故「貨幣・価格による貨幣 (K. Marx, *Value, Price and Profit*)」の扱ひによつて「貨銀制度の廃止」と強調するのである。それ故「貨銀制度」と「貨幣形態」とは語義を異にする。

- (12) 近藤康男編、日本漁業の経済構造、一頁。

- (13) Karl Marx, *a. a. O.*, S. 351, 邦訳、五六二頁。

- (14) 近藤龍、前掲書、一三頁。

- (15) 近藤龍、前掲書、一六頁。

二 漁業歩合制の賃銀形態としての特質

漁業における歩合制を以上の様に賃銀として規定しうる場合は、賃銀形態としての歩合制は資本主義経済制度の賃銀形態としての特質をもつ。本質的に資本主義的賃銀形態一般の特質をもつものにはかならない。賃銀はいかなる単位にもついで支払われるかにしたが、時間払賃銀と出来高払賃銀とに分類されるが、賃銀の支払における形態的差別は——一方の形態が他方の形態よりも、資本制的生産の発展にとつて好都合でありうるとしても、——労働賃銀の本質を何ら変化させない。歩合制も賃銀形態である限り、労働賃銀の本質から離れたものではない。それ故に、第一に資本主義賃銀形態の特質を論じたい。それを特に出来高払制の展開において論述する。なぜなれば歩合制度は出来高払制に属する一形態と考えられるからである。その上で漁業歩合の特質をそれらの展開と関連して論考する。

(a) 賃銀形態の資本主義的展開

賃銀は基本的には二つの形態に分類される。²⁾即ち、「時間賃銀」と「個数賃銀」である。後者は形態としては出来高払制賃銀として展開されるものである。これらの種々の賃銀の形態は本質としては何ら異なるものではない。しかしながら、その形態の特質は異っている。それ故、出来高払制賃銀の形態的展開に

において、その形態の特質を論考しながら、そこに一貫する所の賃銀形態としての本質を探つてゆこうと考える。

單純出来高給においては、労働者の所得は彼の毎日の作業能率によつて定まる。この刺戟力がこの形態の特質である。しかし雇主が賃率の切下げを行うときは、この特質は破壊されてしまふ。即ち能率が上昇して雇主が過大と考える程度に賃銀率が上るときには、雇主は賃率を引き下げようという誘惑に陥る。そしてこの切下げが行われるとき、労働者の組織的怠業が生じ、出来高給の特質は失われてしまふ。

かかる事態に対して、賃銀の労働統轄的役割を遂行せしめるために一八八〇年以後、欧米諸國に、一連の賃銀形態が展開するのである。

先づ利潤分配制の提唱がある。即ち出来高給においては労働者の努力は労働者の利益となり、雇主がそれに全く参与しえない点に問題があるとする。雇主はそれに参与しようとして単個の切り下げを謀る。それ故生産増加による節約を雇主と労働者に分配する利潤分配制が考案せられる。³⁾

ハルゼー (F. A. Halsey) の割増制は利潤分配制の批判の上に、出来高給の問題点の解決策として考案された。根本原理は、一定の仕事をなすに要する時間を經驗的に定め、労働者は普通の日給を与えられた上、予定以上の能率をあげた場合割増をうける。そしてこの割増は賃率より低く定められる。即ち一時間あ

たりの割増が時間賃率より小さいという事がこの制度の原理である。このハルセー割増制の変態としてビドー割増制(Bodaux point premium)がある。これは職長等に賞与が割増的に与えられる事になり、作業管理の方法として特徴をもっている。またローワン割増制(O. Rowan)がある。ハルセー割増制が、割増の比例性なるに對し、これは通減性をもつ点に特質がある。

テイラーの課業制賃銀も亦、賃率引下げに對する労働者の組織的怠業の問題の解決策である。その形態は一定の課業を設定して、これ以上の能率をあげた場合は一時間あたりの割増が時間賃率より高くなっている。この点ハルセーの形態と逆であるが、それが、賃率引下げに對する怠業問題の解決策となる原理はかかる賃率にあるのではなく、課業を時間測定によって定められた点にある。その上で、課業以上の能率に對し、強烈的な刺戟を定め、その上、課業以下の者には時間賃率以下の賃率を課したので、強力な能率賃銀となつた。ハルセーその他の形態は賃率を動かす事に問題の中心をおいたのであるが、テイラーの場合には課業の時間測定による設定にある。このテイラーの形態をうけついだものにガント賞与制、エマーソン能率賞与制がある。

以上の各賃銀形態の展開は、出来高給が資本主義經濟において、その労働統轄的役割を失わざるを得ない点に出發して、この問題を如何にして解決するかにある。ハルセーは賃率を動かす事により解決せんとした。テイラーは課業を時間測定により

設定する事により解決せんとした。この二つの方法は共に単価の問題に歸する。出来高給において、決定せられた単価が破壊されないならば問題は解決されるのである。ハルセーにおいては、賃率を低くする事により、その切り下げを回避しようとしたのであり、テイラーの場合は時間測定により課業を決定して、その切り下げを防止したのである。これによって、出来高給のもつ労働統轄的作用を維持しようとしたのである。

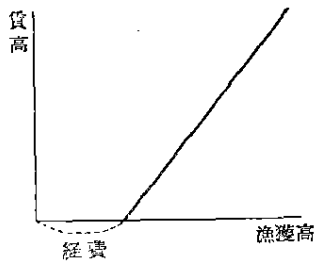
賃銀の形態は、労働者とその使用者たる資本家との抗争の關係において成立するものである。ハルセーの形態もテイラーの形態も、この關係において成立したものである。前者は賃率を低くし、後者は課業を測定するという手段の違いはあるが、共に出来高給における単価をめぐる問題であり、単価がくずれる事により出来高給制がくずれ、そのもつ労働統轄的作用を失う事を防ぐ事に目的がある。単価がくずれるのは、労使の抗争においてであるので、単価がくずれ、出来高給制のくずれるのを防ぐ方策としての賃銀形態は、この労使の抗争において成立するわけである。

即ち出来高給的賃銀形態の特質は単価をめぐる労使の抗争における場において成立すると言う事が出来る。

(b) 歩合制賃銀形態の特質

歩合という賃銀形態は實質的に出来高給の一つ、あるいはそ

の変態という事が出来る。その遠い發生当初の封建経済における歩合は知らず、現在の資本制漁業の歩合制は労賃と規定される限り、出来高給の一変態にほかならない。



歩合形態を図示すると上の様になる。明らかに出来高給にはかならない。即ち資本制賃銀の形態の一つであるが、この特質は何であるか。この特質を、前述の賃銀形態の展開において追究した所との関連において、把握しようと思う。

単純出来高給は労働者の意業よりくずれてゆき、その資本制賃銀としての任務を遂行出来なくなつた。これは労使の抗争の場において出来高給の単価がくずれるという事に原因があつた。賃銀形態はこれを防ぐための種々の方策として、その種々の形態が形成される。即ちハルセーにおいては賃率を低める事により、テイラーにおいては課業を時間測定によって設定する事により、出来高給がくずれる事を、出来高給のもつ労働統制的役割が失われる事を、各々防ぐ事に形態の特質を見出した。所で歩合給はその出来高給的性質を維持するのに、如何なる方策をとっているのであろうか。

その単価がくずれる事により、出来高給としての歩合給が不成立となるのを如何にして防止しているのであろうか。これを解明する事は歩合給の形態の特質を明らかにする事になる。

歩合給を支えているのは、その単価のくずれるのを賃率や課業設定によって防止する事ではない。単価がくずれる事によつて、出来高給の存立が失われるという事は歩合給が出来高給に属する限り貫徹される筈である。それでは歩合給においては何によつてその存立を保持するのであろうか。単純出来高給において、その存立が失われるのは単価をめぐる労使の抗争においてであつた。ハルセーにおいては賃率を、テイラーにおいては課業設定を以て、この解決策とした。これに対し漁業の歩合給においては労使の抗争を前期的な身分関係、封建的身分関係においておさえているのである。これによつて、単価をめぐる労使の抗争をおさえ、出来高給的漁業歩合給が存立を続けるのである。漁業歩合制の形態の特質は単なる出来高給制、あるいは多少の加工が加えられた出来高給制の形態のみではなく、それに、この封建的身分的緊縛がまつわりついているという点にある。

- (1) Karl Marx, *Das Kapital*, S. 577, 邦訳、八六二頁。
- (2) Karl Marx, *a. a. O.*, S. 568, 邦訳、八五〇頁。
- (3) Frederick A. Halsey, *Transactions of the American Society of Mechanical Engineers*, Vol. XII, N. Y., 18

91.

(4) Frederick W. Taylor, *Shop Management*, 1911.

三 漁業歩合制の条件——結び

漁業の賃銀としての歩合給は出来高給に封建的身分關係をまつわりつかせる事によって存立しているのである。即ち歩合制が賃銀制度として成立していながら、歩合給は前期的な身分關係によって支えられているのである。この様な賃銀形態が構成している賃銀制度としての歩合制の存立条件について、最後に概略的に論じ、漁業歩合制の賃銀形態的考察の結びに代えたい。

(a) 漁業歩合制の存立条件

歩合制の存立条件は漁業の経済的特質にほかならない。第一は価値の生産の不安定性の問題、いいかえれば生産力の問題である。即ち単位時間あたりの労働の生産性が充分客観化されていない。これは漁獲量が自然条件によって左右され、したがって漁夫の職人的な技能——カンに依存する技術の段階に基くものである。第二には価値の実現の不安定性の問題、いいかえれば市場の問題である。これは鮮魚としての販売に基く不安定性であるが、また、流通過程における前期的な資本の介在が魚価の形成をさまたげている事にもよる。この二つの中において漁業資本は経営の危険を歩合給によって労働者に転嫁するのであ

る。しかしてこれを可能ならしめているのは、結局封建的身分關係の下にある労働者の生存条件にあるといわなければならない。かくて歩合制の存立条件は労働者漁夫の生存条件という事になる。

(b) 歩合制存立条件と労働組合運動

漁民層の分解過程を通じて漁業の経済構造は資本制的構造をもつにいたる。しかし、その中には広汎な兼業を媒介としながら小生産者層、半プロ層の不透明な分解を残し、それらは一つの階層を形成した。この構成は戦後の段階において、上からの独占資本の支配と強靱な寄生的間層的商業高利貸資本の緊縛を媒介として漁民層の全般的崩落となる。この危機に対抗するものとして自らを組織化する。

その一つは漁業組合であり、他の一つは労働組合である。歩合制の問題はここにおいて、労働組合運動でとりあげられる事となる。歩合制の存立条件は労働者漁夫の生存条件にかかっているからである。所が問題は具体的には船員法より發展して来た。船員法五条の適用によるものである。これによって最低保障制が、低いながら出来たことになった。

歩合制の止揚はこの様な所から現実的には發生して来たといふ事が出来よう。しかしながら、歩合制の存立条件は労働者である漁夫の生存条件にかかっているのである。それ故に本質的には労働組合によってつきあげられる事から問題がおこらなけ

ればならない。事実労働組合の弱い所では、最低保障を払って
いない事例、それを払う場合でも次の航海経費に算入したり、
船員配当からさしひくという事が相当にある。この事は歩合制、
のみならず一般に賃銀制度が労資の抗争の場であり、歩合給の

みならず一般に賃銀形態が労使の抗争から形成されるという点
よりみれば当然の事にほかならない。かくて、賃銀としての漁
業歩合制はその形態的特質をその封建的身分関係におくのであ
るが、その運命は労働組合運動如何にかかっている。